

ガバナンス・コンプライ アンスと倫理綱領

はるき法律事務所
弁護士 堀内 朗仁

ガバナンス・コンプライアンスとは？

ガバナンス：組織が透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み

コンプライアンス：組織が事業を行う上で関連する法令を遵守すること

→ガバナンスは「どのような仕組みがあれば透明性ある組織といえるか」という問題

コンプライアンスは「どうやったら法令を遵守する組織といえるか」という問題



組織が社会から信頼されるために、ガバナンスとコンプライアンスは相互に補完する関係にある。

産業カウンセラー協会の法的性質

<視点>

産業カウンセラー協会と株式会社は法的性格が異なる。その違いによりガバナンスのあり方に違いが出てくるか？

株式会社：営利社団法人

営利：所有者（株主）が利益配当を受ける。

社団法人：人の集団により構成される法人。

産業カウンセラー協会：一般社団法人である移行法人

一般社団法人：営利性がない＝所有者が利益配当を受けてはダメ

移行法人：公益目的支出計画を実施している法人

→公益目的の事業を行っていないとダメ

Q.公益とは？

→「私益」（自分だけ良ければよい）の逆。社会みんなにとって良い。

株式会社は営利社団法人で、基本的には所有者（株主）の利益のための組織なので、公益法人ではない。

株式会社と移行法人のガバナンスの違い

【株式会社】

取締役・株主総会・監査役の相互関係でガバナンスを構成する。

→①株主総会で取締役・監査役が選任される。

②取締役が経営全般をとりしきる。

③取締役による経営を株主総会と監査役がチェックする。

【移行法人】

理事・監事はいるが、株主総会に該当するものがない。

（総会というものが存在するが、株主総会のようなチェック機能や理事・監事の選任権限がない）

→①行政庁による監督がある。

②透明性確保のための情報開示手続がある。

※ 株式会社に比べて、組織内でのガバナンスの構築が弱い

→だからこそ、自律が強く求められる。

公益法人におけるガバナンス

【ガバナンスコード】

- ① 公益法人の使命と目的
- ② 誠実性・社会への理解促進
- ③ 公益法人の機関の権限（役割）と運営
- ④ 公益法人の業務執行
- ⑤ 理事会の有効な運営
- ⑥ 情報公開・説明責任・透明性
- ⑦ リスク管理・個人情報保護
- ⑧ コンプライアンス・公益通報者保護

公益法人の使命と目的

公益法人としての使命・目的が明確に意識されるとともに、その法人の具体的な公益目的事業の遂行と法人自体の運営が、持続的かつ効果的に行われることが必要

【倫理綱領第4条】

- 1 差別しない
- 2 ジェンダーが固定化する慣行を見直す
- 3 専門家としての注意義務を果たす。→ハラスメントはもってのほか。

Q.なぜハラスメントはダメなのか？

<厚生労働省のパンフレットから>

職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。

また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

- 4 自己の価値観、身上、行為が社会においてどのように作用するかを認識
- 5 人を管理しない
- 6 自己の利益をクライアントの利益の上位に置かない

誠実性・社会への理解促進

一般の人々が組織に寄せる信認と信頼が重要であることを常に認識すべき。
そのためには、内部規範（倫理綱領）に則った行動を心がける必要がある。

【倫理綱領第3条】

- 1 社会的に期待される専門的技能を保持し人格の養成に努める
- 2 健全なる精神の保持
- 3 健全なる心の状態を維持
- 4 自ら仕事を差し控える
- 5 個人の意見を組織としての意見としない

【倫理綱領第8条】

カウンセラーは倫理綱領を遵守する義務を負う。

情報公開・説明責任・透明性

組織が社会での責任や義務を果たしていることの証として、事業活動について情報開示することで透明性を確保し、説明責任を果たすべき。

【倫理綱領第13条】

クライアントに十分に説明したうえでの同意（インフォームドコンセント）を得て、カウンセリングを進める。

Q.なぜ説明責任を果たさなければならないのでしょうか？

（1）クライアント側からみた理由

説明責任を果たされることによる納得・信頼

（2）カウンセラー側からみた理由

結果からの責任逃れ

※ あなたが行った行為について、1年後に、相手の人やその周りの人たちに対して、自信をもって経緯・内容を説明できますか？

リスク管理・個人情報の保護 ①

- 1 リスクにはさまざまなものがあるが、大きく分けると、①法人内部（信用・財務・人材等）の危機と、②外部からの危機（災害、外部からの攻撃等）とがある。
これらについて、内部において各人がどのような行動をし、どのような役割を果たすべきかを事前に定めておく必要がある。
- 2 個人情報の管理は、公益法人において最も重要なリスク管理とされる。
なぜなら、公益法人が扱う個人情報は秘匿性が高いため、それが漏洩したり不当に利用されると、外部からの信用を失なわせるものだからである。

リスク管理・個人情報の保護 ②

【倫理綱領第6条】

- 1 信頼関係の形成
- 2 守秘義務とプライバシーの尊重
- 3 秘密を洩らさない
- 4 秘密の開示
- 5 守秘の限界
- 6 説明義務

【倫理綱領第11条】

- ・ 緊急事態・危険に対して防止をするよう努める。
- ・ リスクヘッジのために重要（まずはカウンセラーの安全が第一）

【倫理綱領第12条】

- ・ 面接記録を作らなければならない、5年間は保存する。
- ・ 契約に沿って、1年後に、自分の行動の正当性を説明できますか？
→自分と組織を守るために必要

【倫理綱領第16条】

- ・ クライアントとの関係でカウンセリングの対象者としての関係以外の関係をもたない。
- ・ 信頼確保のためには必須（裏から見たら、自己防衛）

コンプライアンス・公益通報者保護

- ① 職員・カウンセラーが法令を遵守することを広く周知するとともに、法令を遵守しているかをチェックするための体制を整備・実践する必要がある。
- ② 一定の事項のコンプライアンス違反を行っている職員・カウンセラーを対象として内部告発する者を保護する制度が作られている（公益通報者保護法）

【倫理綱領第8条】

産業カウンセラーは倫理綱領を遵守する義務を負う。

【倫理綱領第22条】

倫理委員会を置き、苦情に対して誠実に対応する。

【倫理綱領第23条】

- ・ 高い倫理的基準を維持することに努める。
- ・ 他の産業カウンセラーが倫理に反する行為または不適切な行為に接したときは、その産業カウンセラーに対し是正することを求め、必要な場合は支部または本部倫理委員会に対し問題提起する。

検討問題

産業カウンセラーAさんは、産業カウンセラー協会関西支部から依頼を受けて、2年前から株式会社Bにカウンセリングに行っています。

最近になって産業カウンセラーCさんは、Aさんから「Bの従業員からハラスメントを受けている」と言われました。

CさんはAさんに詳細を聞いたところ、Aさんは詳細を明かしませんでした。どうも1年ほど前から、Bの従業員でAさんのカウンセリングを受けているDさんからハラスメントを受けているようです。

< 検討問題 1 > この場合、Cさんが取るべき行動について検討して下さい。

< 検討問題 2 > この場合、Aさんが取るべき行動について検討して下さい。

ご清聴ありがとうございました

弁護士 堀内 朗仁

〒541-0053

大阪府中央区本町1-7-1

三星本町ビル8階

はるき法律事務所